

針路

宮古市少年センター

宮古市市民生活部 暮らし安全課内
宮古市宮町一丁目1番30号
☎0193-62-2111 (内線1820)

新年度あいさつ

宮古市少年センター所長 和美 邦彦

花吹雪が舞うこの頃、みなさまにおかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから、少年センターの少年の非行防止等の活動に対しまして格別のご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

子どもたちが、心身ともにたくましく健全に成長することが私たち皆の願いです。

また、犯罪に巻き込まれないような環境整備をすることは社会の責務でもあります。

今年度も、学校、地域や関係機関との連携を図りながら、少年非行の未然防止と早期発見に努めることで少年の健全育成を推進してまいりたいと存じますので、引き続き、少年センターの活動に皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年度 宮古市少年センター職員紹介

所長	和美 邦彦
主事	石黒 奈穂
専任少年委員	佐藤 久美子

TEL 62-2111 (内線1820)
FAX 63-9110

令和8年度 宮古市少年センターの職員は、左記のとおりです。

みなさん、どうぞよろしく願いいたします。

※課の名称も市民協働課生活安全係から **暮らし安全課暮らし安全係**と変更になりました。電話番号、メール等の変更はありません。

少年委員で異動等があり、ただいま後任の方の手続きを行っています。

よって、4月・5月は巡回の際、人数が減少する班がございます。

ご了承願います。

※ 2班・3班の皆様へ
今年度は、2班と3班の合同で巡回を実施いたします。



2026年4月1日より **自転車の違反に**

交通反則通告制度開始!

青切符

※**自転車**の運転者（16歳未満の者を除く）がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります!

※これらの違反は一例になります。

信号無視
6,000円

点滅信号を無視した場合
5,000円

一時不停止
5,000円

右側通行
6,000円

携帯電話使用等
(保持)
12,000円

遮断踏切
立ち入り
7,000円

制動装置
(ブレーキ)不良
5,000円

重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

※酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）

さらに!

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

巡回日誌より

3月6日（金）1班

山口団地内のもみじが丘公園にて、子どもたちのトラブルに遭遇。いじめっ子の男子二人が女の子の家の鍵を奪って返してくれないらしく泣いていた。いじめっ子以外の子どもたちが私たちを見つけて「鍵を取り返してほしい」と走り寄ってきた。話を聞いている間にいじめっ子二人は、鍵を放り出して逃げて行った。子どもたちが声をそろえて「ありがとうございました!」と感謝してくれた。

宮古市少年センター

R8 1・2・3月の街頭巡回状況



	実施日数			従事人員 (駐在所・ボランティア含)			指導数		
	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
午前	0日	0日	0日	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	1日	2日	1日	4人	16人	2人	0人	0人	0人
夜間	6日	7日	8日	29人	28人	34人	0人	0人	0人
合計	7日	9日	9日	33人	44人	36人	0人	0人	0人